

成25年(ワ)第252号、平成26年(ワ)第101号、平成27年(ワ)第34号 福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 第2陣相双地区住民ら

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

2022(令和4)年4月30日

準備書面（566）

(1) 陣最高裁決定について

福島地方裁判所いわき支部 民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺利孝

同 库 田 次

同 米 倉 兔

同 佐 藤 美 由

同 烏 飼 康

外

1. 本訴訟における1陣最高裁決定の意義

本訴訟の分離前の訴訟(平成24年(ワ)第213号等、いわゆる1陣)について、東京電力は、以下のような主張を展開していたが(甲A828)、令和4年3月7日、最高裁判所第三小法廷(令和2年(受)1132号等、以下、「1陣最高裁」)は、東京電力(被告)からの上告を受理しない等の決定を出した(甲A829)。

(最高裁判所はこれまでに、そのほかの集団訴訟6件についても、同様に、東京電力からの上告を受理しない旨の決定を出している)。

①東京電力は、1陣上告受理申立書の中で、「本件事故に係る集団訴訟についての最高裁判所による判断統一の必要性」と題して、千葉勝美元最高裁判所判事意見書に基づき、「原判決が確定判断となれば、同区域の居住者であった者から膨大な

数の訴訟が提起され、司法の停滞を招きかねない。」と主張したが、最高裁は採用しなかった。

②東京電力は「裁量違反の事由 1 中間指針等の意義を誤認し、慰謝料を3つに分けて同一要素を重複評価し過大な慰謝料算定をしていること」と題して、「(中間指針は)「最大限」の範囲を網羅した水準の金額を示すもの」「原判決の摘示からみても、3つに分けた慰謝料の各考慮要素は重なり合っており、同一要素を重複評価するもので、明らかな裁量逸脱である。」などと主張したが、最高裁は採用しなかった。

③東京電力は「裁量違反の事由 2 相手方ら全員には生じていない「被害」を基準に一律に慰謝料の認定をしていること」と題して、「(原判決は) 慰謝料の認定に当たって各相手方の個別の事情を認定することなく、相手方らの一部に認められる事情をつまみ食い的に認定」、「個々人の居住場所自体と離れた「地域」全体の事情を抽象的に認定した上で、恰もそれが相手方ら全員に当てはまる事情であるかの如く損害の認定」などと主張したが、最高裁は採用しなかった。

④東京電力は「裁量違反の事由 3 原判決で認容された慰謝料額が従来の損害賠償事案と比較して著しく均衡を失し不當に高額であり、財産的損害の賠償状況、平穏生活の回復に向けた支払状況を勘案すれば尚更不當であること」と題して、「従来の判例・裁判実務と比較して、原判決で認容されている慰謝料額は著しく均衡を失する」などと主張したが、最高裁は採用しなかった。また、東京電力は、窪田充見教授意見書および早川眞一郎教授意見書に基づき、「財産的損害の賠償状況は、慰謝料の認定に当たって当然勘案されるべき」(財産的損害の賠償は精神的損害の賠償を補完する)などと主張したが、最高裁は採用しなかった。

⑤東京電力は「「故郷」は個人に帰属する法益たり得ず「損害」に係る法令解釈の違反であること」と題して、千葉勝美元最高裁判所判事意見書に基づき、「法律上保護される利益といえるには、利益の客体・内容、帰属主体の範囲が明確である必要があるが、「故郷」はそれらが不明確」、「「故郷」から具体的に享受していた利益を離れ、「故郷」に対する思いや感情それ自体が法律上保護される利益となる

ものではない」などと主張したが、最高裁は採用しなかった。

⑥東京電力は「個別の損害項目の経験則違反」と題して、「避難を余儀なくされた慰謝料」の基礎事情とした事実につき……当てはまらない者もいる、「相手方ら」各人の「故郷」に関する利益の享受の状況もその侵害状況も何ら認定していない、「原判決は、時期・区域を問わず、「相当の避難期間」の全期間にわたり一律に月額10万円の「避難生活の継続による慰謝料」を認めている」などと主張したが、最高裁は採用しなかった。

⑦そのほか、東京電力は「(窪田充見教授意見書および伊藤眞教授意見書に基づき)一部請求におけるいわゆる外側説違反」「旧緊急時避難準備区域の旧居住者に関する「損害」についての法令違反又は著しい経験則違反」「弁論主義違反」なども主張したが、いずれも最高裁は採用しなかった。

以上の東京電力の主張は、本訴訟においても、被告から同様に展開されているところであり(被告準備書面380等)、たとえば、中間指針等による支払いで、法律上認められる賠償としては「十二分」であり、本来の損害賠償としては過払いであるなど主張しているが(いわゆる「新・弁済の抗弁」)、そのような主張は、根拠を失ったのである。

そして、1陣最高裁決定を含む最高裁によって確定した各控訴審判決は、個別事情により中間指針を超える賠償額を認めたのではなく、避難指示等によるいくつかの類型化された原告につき、一律に、指針を超える上積みを認めている。また、最高裁は、中間指針の避難(継続)慰謝料とは別に、「避難を余儀なくされたことによる慰謝料」や「ふるさと喪失・変容」による慰謝料があるとしたことや、他の事例に比して著しく大きい(と被告が考える)額を認容したことを理由に、慰謝料算定における裁量権の逸脱があるとは考えなかったのであり、このような損害認定と損害算定論を認めたのである。

したがって、本訴訟においても、被告の主張を取り上げる必要はないことが明確となつたのであるから、速やかに、ありのままの被害実態を踏まえた損害認定がなされるべきである。

2. 高松高裁判決

原発避難者集団訴訟のひとつである松山地裁判決の控訴審においても、東京電力は、本訴訟と同様の主張を展開していたが、高松高裁令和3年9月29日判決は、以下のように、明快かつ理論的に東京電力の主張を排斥している。

すなわち、同判決は、「同一の不法行為によって生じた財産上の損害と精神的損害は、訴訟物の個数としては1個であり、損害の費目毎に訴訟物を異にするものではなく、ある費目に対する弁済がされたとしても、当該費目に対する過払いが存在すれば、その過払分を別の費目に充当することは、原則として許される」としつつ、「もっとも、支払われた賠償金がどのように充当されるかについては、弁済者の意思表示ないしその合理的な解釈によって決まる(民法490条、488条)。したがって、ある特定の損害費目に対する損害賠償として支払があった場合において、その支払額が当該損害費目の客観的な数額を上回るときは、上記のとおり、その上回る額はその他の損害費目の賠償として充当されると解することが、弁済者である損害賠償義務者(本件では第1審被告東電)の合理的な意思に合致するといえる。しかしながら、当事者間で、ある特定の損害費目に関して賠償すべき額がそれに対する支払額を下回るものではないことを確認する和解契約が明示的ないし默示的に成立したと評価できる場合には、上記損害費目に対する弁済として、同費目とは別の費目に対する既払の賠償金をもって充当することは、上記和解契約の趣旨に反するため許されないと解すべきである。本件については、第1審原告らと第1審被告東電との間で、精神的損害に関する賠償額がそれに対する支払額を下回るものではないことを確認する和解契約が、明示的ないし默示的に成立していると評価できるから、第1審被告東電による財産的損害に対する賠償を含む賠償額の総額をもって、本件慰謝料請求に対する弁済の抗弁とは許されないと判断している。

さらに、同判決は、「第1審被告東電(及び第1審被告国)の上記主張は、訴訟上の信義則(民訴法2条)に反するとともに、実体法上の信義則にも反し、許されないとすべきである」とし、世帯間「流用」についても、「同一の世帯内であるからといって、特段の合意がない限り、他の世帯構成員に対する支払をもって、第1審原告らが本件において請求する慰謝料の支払に充当されることはないというべきであって、本件において、上記特段の合意を認めるに足りる的確な証拠はない」と判断している。

このような高松高裁が示した理論は、本訴訟においても参考となるものである。

そして、この高松高裁判決についても、最高裁は本年3月29日、上記各事件と同

様に、東京電力(被告)からの上告を受理しない等の決定を行い、同判決が確定している。

以上